

(仮称) 江戸川区地域エネルギー会社の
設立に向けた事業パートナー募集要項

令和7年7月28日 策定

江戸川区

1	趣旨と目的	1
(1)	本事業の趣旨と目的	1
(2)	地域エネルギー事業の目指す姿	2
(3)	区地域エネルギー会社の事業スキームイメージ	3
2	事業パートナーに求める実施事項	3
3	事業パートナーが担う業務及び必要な能力とその確認方法	4
(1)	事業パートナーが担う業務	4
(2)	業務遂行にあたり必要な能力	5
(3)	能力の確認方法	5
4	公募に関する条件等	6
(1)	応募者の構成と定義	6
(2)	応募者の備えるべき参加資格要件	7
(3)	応募書類提出後の参加資格の取消しについて	8
(4)	構成企業等の変更	8
5	提案に関する条件	8
(1)	区地域エネルギー会社の設立	8
(2)	設立形態	8
(3)	登記先	8
(4)	資本金・資本構成	8
(5)	資金調達	9
(6)	地域エネルギー事業	9
ア	オンサイトPPAの需要家開拓	9
イ	オンサイトPPAのための設備調達	9
ウ	オンサイトPPAサービスの提供	9
エ	省エネ改修等の相談体制の確立	9
オ	地域課題への貢献	9
(7)	事業実施体制	9
(8)	事業者独自の提案	9
(9)	利益活用の方針	9
(10)	区と事業パートナーの責任分担	10
(11)	区地域エネルギー会社設立が不調となった場合の処理	10
6	区の協力事項	10
(1)	需要の創出	10
(2)	区保有施設への導入	10
(3)	補助金等	10
(4)	区域の脱炭素化に資する将来的な取組	10
7	事業パートナーの公募及び選定に関する事項	11
(1)	公募及び選定方法	11
(2)	公募及び選定スケジュール	11
8	応募手続き	11
(1)	募集要項の公表	11
(2)	募集要項等への質問の受付、質問及び質問回答	11
(3)	参加資格確認申請書類の受付	12
(4)	参加資格確認結果の通知	12
(5)	提案書の受付	12
(6)	応募辞退に関する提出書類	13

(7)	提案内容に関わるプレゼンテーションの実施	13
(8)	応募にあたっての留意事項	13
9	優先交渉権者の決定	14
(1)	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定	14
(2)	優先交渉権者等の通知・公表	14
(3)	次点交渉権者との協議	14
(4)	優先交渉権者を選定しない場合	15
10	応募手続きに関する問い合わせ先	15
11	参考資料	15
12	提案書への記載内容	15

1 趣旨と目的

(1) 本事業の趣旨と目的

江戸川区（以下、「区」という。）は、2023年2月に表明した「カーボン・マイナス都市宣言」に基づき、2050年までに温室効果ガス排出量の実質マイナス達成を目指している。これに先立って2022年12月には、『第2次エコタウンエドがわ推進計画』を改訂し、区内全体の温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で50%削減するという新たな目標を設定した¹。

区が削減目標を掲げるには切実な理由がある。それは、区の位置する場所が気候変動の影響を最も受けやすい地域にあるからである。もし何もしなければ、水害や熱中症リスクはさらに高まることになる。特に将来世代は原因に関与した責任が小さいにもかかわらず、大きな被害を受けかねない。「2100年の江戸川区²」を目指すためには、今日から行動を起こす必要がある。しかし、目標達成に向けては、国のエネルギー政策が主となって、大手電力・ガス会社の排出係数の低減がその成否を左右する。果たして区にできることは何か。

区の温室効果ガス排出量の9割以上を占めているのが二酸化炭素である。その排出量の合計は約202万トンに達している³。このうち、最も多いのが家庭部門であって、全体の4割を占めている。カーボン・マイナス都市の実現のためには、家庭部門を中心として、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）への転換に取り組まなければならない。少なくとも2030年までに電力の脱炭素化に道筋をつけることが当面の目標である。そして、そのアプローチの方法も、東京23区の一つにあって、エネルギー需要密度が高く、既成の市街地が広がる本区の特性に応じたものとなることが望ましい。

ところで区内のエネルギー自給率は1%にも満たない。災害時に脆弱であるだけでなく、エネルギー代金の支払いのため、年間約1千億円が区外に流出しているとの指摘もある⁴。また、近年の電気代の急上昇は、物価高騰で割高な東京の生活コストに拍車をかける結果となっている。これらの課題を脱炭素の手法を用いて解決したい。すなわち再エネポテンシャルの拡大を通じて、エネルギーの地産地消を創出する。この具現化に向けたアプローチを見出していくことが、地域脱炭素の実現の姿を示すことにつながる。

ではどのようなアプローチが必要か。区の再エネポテンシャルは、住宅という建物にある。この資源を活用するためには、再エネ電力の創出と自家消費量の最大化⁵を目的とした、太陽光発電設備等の第三者保有モデル（以下、「PPA」という。）の普及と、建物等の省エネ性能向上（以下、「省エネ化」）の促進が有効である。これらを合わせて「地域エネルギー事業⁶」と称するが、ゼロエ

¹『みんなで「いまの生命（いのち）」と「みらいの地球」を守る計画（江戸川区気候変動適応計画）』（2022年12月公表、江戸川区）は、地方公共団体実行計画（区域施策編）を兼ねており、2018年3月に設定した2030年までに40%削減目標（2013年度比）を引き上げ、50%削減を新たな目標に設定した。

²『2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）』（2022年8月公表、江戸川区）

³『特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2022年度）』（2025年3月公表、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）「表 I-47 江戸川区における温室効果ガス排出量の推移」から2018年データを参照。

⁴ 地域エネルギー需給データベースを参照<<https://energy-sustainability.jp/>> (accessed 07/2025)。

⁵ 定置蓄電池やエコキュート等の高効率設備の導入を想定している。

⁶ 地域エネルギー事業とは、創エネ、蓄エネ、省エネのほか、電力小売事業や面的取組などエネルギーの有効利用を含む。

ミッション地区⁷の創出もその一つである。そして、当該事業の要を地域エネルギー会社が担う。既に『地域脱炭素の実現に向けた江戸川区の考え方⁸』で言及したとおり、区はいわゆる地域脱炭素の実現に向けて、地域エネルギー会社を創設して、これと連携しながら地域エネルギー事業の全区展開を目指している。

もっとも区の二酸化炭素排出量の合計は約202万トンであり、その削減に地域エネルギー会社が貢献できる量はごく限られている。しかし、脱炭素化に向けたアプローチが様々ある中で、区にとって重要なのは、エネルギーの地産地消を創出することである。それがたとえ限られた量であっても、地域エネルギー事業の展開を通じて、地域エネルギー会社には、高騰する電気代やレジリエンス強化への対策、さらに区内経済の好循環を図ることが期待されている。

一方で、地域エネルギー会社の創設及び事業運営には、再エネ電源開発等に関する電力事業及び省エネ化に関する専門的な知識とシステム・ノウハウ・経験や、外部環境変化（制度設計、技術革新等）に対応した企画立案能力、経営能力など様々な能力が必要となることが判明している。

そこで、これらの能力を有する事業者とともに、区との共同出資により（仮）江戸川区地域エネルギー会社⁹（以下、「区地域エネルギー会社」という。）を創設し、地域エネルギー事業を共に検討・企画する企業（以下、「事業パートナー」という。）を、公募型プロポーザル方式によって選定することとした。

なお、区は、本募集要項に示す条件等を踏まえ、事業者自らの創意工夫を活かした提案を求めており、選定された事業パートナーの提案内容は、今後策定する区地域エネルギー会社の事業計画等の基礎資料とすることを想定している。また、区は上記目的のために、提案内容について協議を求める場合がある。

(2) 地域エネルギー事業の目指す姿

地域エネルギー事業は、地域が主役となって、エネルギーをつくる、ためる、へらす、つかうの観点から脱炭素化を図ることにより、地域経済循環の確立に資するほか、地域の課題解決に役立てることを目的とする。その目指す姿は、地域脱炭素の実現である。

区地域エネルギー会社は、地域エネルギー事業のうち、電力の脱炭素化とエネルギーの地産地消を担う。当面PPAの普及が会社の主軸となる。一方、省エネ化は、区内に担い手が多数存在するため、その促進を連携しながら取り組む方法もある。さらにエネルギーの有効活用のためには、電力小売事業や地域エネルギーマネジメントなども将来的な射程に含むものとして十分な検討に値する。

したがって、地域エネルギー事業は、区地域エネルギー会社のみではなく、多様な主体の参画によって担われるものである。言い換えれば、これらのステークホルダーが自由に出入り可能な地域エネルギープラットフォーム¹⁰の構築を通じて地域脱炭素の実現を図る。区地域エネルギー会社はその中核を占める役割が期待されている。

⁷ ゼロエミッション地区とは、東京都が掲げる「ゼロエミッション東京」実現に向けた区市町村の地域特性に応じた面的取組強化の一環として創出を検討している、先行して脱炭素化を進めるエリアのことを指す。

⁸ 『地域脱炭素の実現に向けた江戸川区の考え方～地域エネルギー会社との連携方法について～』（2025年4月公表、江戸川区）

⁹ 事業範囲として、太陽光発電設備等のPPA事業と省エネ改修・設備導入事業を想定しているが、将来的には余剰電力等の買取・供給を担う電力小売りや取次など他の電力供給スキームの活用やVPP・DR等エネルギーマネジメントの取組なども視野に入る。

¹⁰ 地域需要家・エネルギー供給事業者等の脱炭素・エネルギーに係る相談窓口機能であるとともに、脱炭素や地域経済循環に資するエネルギー供給をはじめ、地域課題解決・地域活性化等を見据えたまちづくりを担う場をいう。

(3) 区地域エネルギー会社の事業スキームイメージ

開始直後の事業（PPA事業および省エネ化促進事業）のスキームは下図のようなイメージを想定しているが、電力供給の形態に応じて本スキームは柔軟に変わることも想定される。

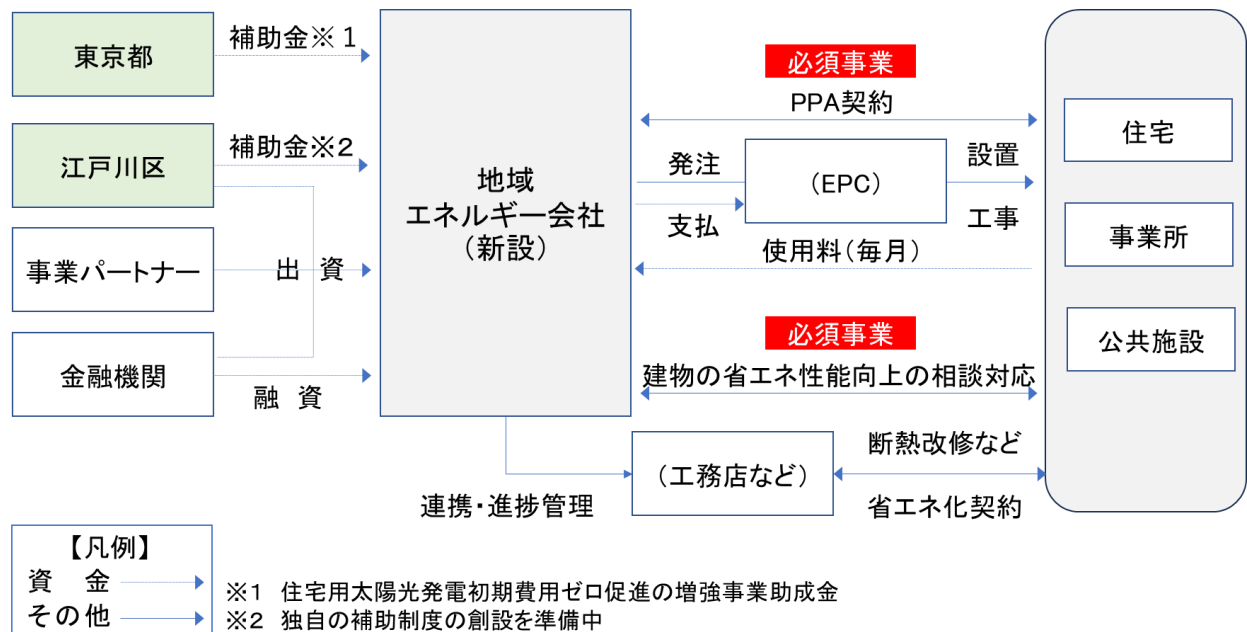


図 1 区地域エネルギー会社の事業（PPA事業等）スキームのイメージ

2 事業パートナーに求める実施事項

(1) 必須事項

ア 法人設立に関する準備・手続き（定款の作成、創立総会の開催、設立登記等）

イ PPA事業¹¹

（ア）太陽光発電設備の設置工事

- 事例 {
- ① 対象建設物の現地調査及び設置可能性の評価
 - ② 太陽光発電システムの設計（設置容量、配線、発電予測等）
 - ③ 必要機器・資材等の調達
 - ④ 設置工事及び試運転・動作確認
 - ⑤ 関係法令に基づく申請・届け出（例：電気事業法、建築基準法、系統連系申込等）
 - ⑥ 補助金制度に関する申請
 - ⑦ 導入効果の可視化、アフターサポート、保守点検

（イ）蓄電池、HP型給湯器の設置工事

ウ 省エネ化促進事業（省エネ化促進のための取り組み）

¹¹ 区の独自の補助制度は既存戸建住宅（250件）を対象とするが、それ以外の対象を当該事業から予め排する意図はない。

エ 需要家への営業、料金収納管理

(2) 任意事項

ア 省エネルギー設備の導入・改修工事

- 事例 {
- ① 対象建設物のエネルギー診断・調査
 - ② 各種省エネルギー設備・資材の導入提案（空調・給湯・照明、断熱材等）
 - ③ 必要機器・資材の調達
 - ④ 改修・設置工事の実施
 - ⑤ 補助金制度に関する申請
 - ⑥ 導入効果の可視化、アフターサポート、保守点検

イ 余剰電力売電のための小売電気事業の登録・連携（関係機関への申請書の作成等）

ウ 区内のゼロエミッション化に向けた面的な取り組み

3 事業パートナーが担う業務及び必要な能力とその確認方法

(1) 事業パートナーが担う業務

事業パートナーと区が共同で設立する区地域エネルギー会社の経営は柔軟で機動性の高いものとする。そのため、地域エネルギー事業に関して必要な業務は、事業パートナーが中心となって実施することを想定しており、事業パートナーにはこれらの業務を担うことを求める。（表 1参照。）

表 1 事業パートナーが担う業務

必須業務		
ア	経営戦略の策定・管理	- 区民の分布や住宅特性を踏まえたマーケティング戦略の立案 - 事業計画の策定・管理 - 地域脱炭素化に向けた区との連携 等
イ	営業	- 契約約款の作成 - 料金メニューの開発 - 需要家への営業 - 契約締結業務 等
ウ	地域エネルギー事業	- PPA事業の実施 - 省エネ化促進事業（省エネ化のための相談対応業務） 等
エ	財務	- 資金の調達・管理 - 財務戦略の立案・実行・管理 等
オ	経理	- 請求書の発行 - 未収金管理 等
カ	顧客管理・対応	- 顧客情報管理 - 問い合わせ窓口 - 各種案内送付 等
キ	法制度に基づく計画・報告作成	- 系統連系申込書の作成・申請 - 補助金申請に係る申請書作成・申請 等

ク	総務・広報・会計・監査	- 取締役会・株主総会業務 - 広報・メディア関係業務 - 決算書作成・法人税等計算申告 等
任意業務		
ケ	省エネルギー設備導入等事業	省エネルギー設備の導入・改修工事の実施 等
コ	小売電気事業	- 電源調達のための営業 - 需給管理・調整業務 - インバランス料金の支払^{※1} - 委託費（バランシンググループ^{※2}代表企業への支払含む）の支払 等
サ	ゼロエミ地区創出事業	（VPP・DR等の）エネルギーマネジメントの取組の実施 等
【備考】 ※ 1_インバランス料金とは、小売電気事業者または発電事業者が計画値同時同量を達成できず、供給する電力の過不足が発生した場合、その調整のための対価として支払う料金のこと。 ※ 2_バランシンググループ（代表契約者制度）とは、発電事業者または小売電気事業者が自らの電力調達・需給管理業務の一部をバランシンググループの代表契約者に対して委託を行い、インバランス料金による経済負担を減らすことを目的とした仕組みのこと。		

(2) 業務遂行にあたり必要な能力

本事業の推進には再エネ電源の開発等の能力が不可欠となる。そのため、表1に記載した基本的な業務を実施していくことに加え、事業パートナーには以下に定める能力を有することも求める。（表2参照。）

表2 業務遂行にあたり求められる能力

項	大項目	小項目
ア	電力事業を遂行する能力	- 太陽光発電等の営業・施工・プロジェクト管理に関する実施実績やノウハウを有する - 蓄電池、HP型給湯器等の導入実績やノウハウを有する 等
イ	省エネ化を促進管理する能力	省エネ化に資する改修工事及び設備導入等に関与した実績や知見を有する 等
ウ	区や地域と連携した施策を展開する能力	区が掲げる2050年のカーボン・マイナス都市の実現に向け、区のエネルギー施策と連動する事業活動（区民を巻き込んだエネルギープラットフォームの構築に資する取組、ゼロエミッション地区創出など）が実施できる 等
エ	会社を設立及び運営する能力	経営戦略の策定・管理、営業、財務、経理、顧客管理、総務・広報・会計などの会社運営に必要な基本業務について、現実性を以て遂行できる 等

(3) 能力の確認方法

表2に記載した能力の確認は、資格審査（以下、「第一次審査」という。）及び提案審査（以下、「第二次審査」という。）を通して行う。（表3参照。）

表 3 能力の確認時期及び方法

項	能力（大項目）	確認方法
ア	電力事業を遂行する能力	第一次審査にて応募者の実績を確認したうえで、第二次審査を以て判断する
イ	省エネ化を促進管理する能力	
ウ	区や地域と連携した施策を展開する能力	主に提案審査（第二次審査）を以て判断する
エ	会社を設立及び運営する能力	第一次審査にて応募者の役割を確認したうえで、第二次審査を以て判断する

4 公募に関する条件等

(1) 応募者の構成と定義

ア 事業パートナーの定義等

事業パートナーとは、「区との共同出資により区地域エネルギー会社を設立し、PPAによる太陽光発電設備等の導入や省エネ化促進などを通して、カーボン・マイナース都市の実現に向けた施策を共に検討・実施する企業」をいう。

イ 出資者・構成企業・協力企業・代表企業

応募者は、表 2を備えた企業または複数の企業により構成されるコンソーシアムとする。

複数の企業により構成されるコンソーシアムで応募する場合、出資のみを行う企業等（以下、「出資者」という。）、出資を行いかつ区地域エネルギー会社から業務の一部を受託又は請け負う企業（以下、「構成企業」という。）と、出資を行わず区地域エネルギー会社から業務の一部を受託又は請け負う企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする。

また、出資者及び構成企業から代表の企業（以下、「代表企業」という。）を定め、その代表企業が応募手続を行うこととする。

ウ 複数企業によるコンソーシアムの留意事項

それぞれの企業において、表 3の全てを満たす必要はなく、コンソーシアム全体として、表 3の全てを満たすことで足りる。ただし、本事業の中心であるPPA事業については、構成企業が担うこととする。

また、参加資格確認申請書類等の提出時には、応募者の構成及び役割を明らかにすること。協力企業がいる場合にも同様とする。

エ 応募者に求める能力の明示

参加資格確認申請書類や提案書等の提出時には、応募者が保有する能力について、以下の書類の提出によって明らかにすること。

表 4 応募者に求める能力を明示するために必要な提出書類

項	必要な提出書類
1	株式会社設立に向けた資金調達（区の出資10%を除く4,500万円）用途に係る書類
2	「建設業許可証明書」（コピーの提出も可）。その他、建設業法に基づく「電気工事業」、「管工事業」、「屋根工事業」、「とび・土木工事業」のうち、いずれかの許可を取得していることを証明する書類
3	太陽光発電等の営業・施工・プロジェクト管理に関する実績を証明する書類

項	必要な提出書類
4	省エネ化に資する改修工事及び設備導入等に関与した実績を証明する書類

なお、上記書類はコンソーシアム全体として全て提出がなされることで足りる。

オ 複数応募の禁止

応募者または応募者と資本面もしくは人事面において密接な関連のある者は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。「資本面において密接な関連がある者」とは、議決権総数の過半数を有し、またはその出資の総額の100分の50超を出資している者をいい、「人事面において密接な関連がある者」とは、当該企業の取締役役員を兼ねている者をいう。

また、応募者の協力企業が他の応募者の構成企業又は協力企業として本公募に参加することはできない。

なお、区と事業パートナーとの合弁契約締結後、選定されなかった応募者が、事業パートナーの協力企業となることは可能とする。ただし、協力企業を追加する場合には区の承諾を得ること。

カ その他

優先交渉権者となった事業パートナーは、ただちに区と協議を行い、「（仮）江戸川区地域エネルギー会社の共同設立に関する協定書」（以下、「基本協定」という。）を締結することとし、基本協定締結後、速やかに区地域エネルギー会社設立に向けた合弁契約締結協議を行うものとする。なお、協議に際しては、必要に応じて区の指定する弁護士が参加する。

(2) 応募者の備えるべき参加資格要件

応募書類提出時において、次に該当する者は、応募者（出資者、構成企業または協力企業を含む）になることはできないものとする。（表 5参照。）

表 5 応募者の参加資格除外要件

項	要件	資格充足の確認方法
(ア)	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者	応募者の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を求める
(イ)	江戸川区暴力団排除条例第2条(1)(2)(3)に該当する者	本公募への誓約書の提出を求める
(ウ)	会社更生法、民事再生法に基づき更生または再生手続きをしている者	納税証明書の提出を求める
(エ)	最近一年間の法人税、事業税、消費税または地方税を滞納している者	本公募への誓約書の提出を求める
(オ)	宗教活動や政治活動を目的とする者	
(カ)	区が本公募に関わるアドバイザー業務を委託している者、または関連業務を受託した者、または当該アドバイザー業務において提携関係にある者、またはこれらの者と資本面もしくは人事面において密接な関連がある者。なお、本公募に係る区のアドバイザー業務を受託した者は次のとおり ・株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所	

上記共通参加要件を確認するため、原則応募者全員（委任状は代表企業除く）が以下の書類を提出すること（表 6参照。）

表 6 共通参加要件に係る提出書類

項	提出書類	備考
1	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	3カ月以内に発行されたものに限る。（原本のコピーの提出も可）
2	誓約書	「様式集2-5提出書類」を参照。
3	委任状	「様式集2-3提出書類」を参照。
4	納税証明書	3カ月以内に発行されたものに限る。（原本のコピーの提出も可）

(3) 応募書類提出後の参加資格の取消しについて

応募書類の提出後、応募者が優先交渉権者決定までの期間に上記（1）及び（2）で定める資格要件を欠くような事態が生じた場合、区は応募者の参加資格を取り消すこととする。

ただし、区がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

(4) 構成企業等の変更

参加資格確認申請書類の提出後は、応募者の変更又は追加は原則認めない。

ただし、区がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

5 提案に関する条件

公募に対して提案するにあたり、次に示す条件に同意できること。

(1) 区地域エネルギー会社の設立

ア 応募者は区と共同出資することで区内において、新たに地域エネルギー会社を立ち上げる事業パートナーとなること。

イ 事業パートナーは、2026年当初を目途に区地域エネルギー会社の設立を完了させること、および来春には事業開始するため諸手続き及び推進体制の構築を完了させるよう努めること。

(2) 設立形態

ア 区地域エネルギー会社の事業形態は会社法上の株式会社とすること。

イ 定款には、会社法第107条第2項第1号に基づく株式の譲渡制限に関する定めを記入すること。

ウ 取締役会及び監査役を設置すること。

(3) 登記先

区地域エネルギー会社の本店を東京都江戸川区内に設置し設立登記を行うこと。

また、区地域エネルギー会社の名称は、別途区と協議すること。

(4) 資本金・資本構成

区地域エネルギー会社設立時における資本金は5,000万円とすること。

また、現時点において区の出資比率は10%、事業パートナーは区を除く出資者の出資比率が90%となるよう出資すること。

(5) 資金調達

提案時において、借入金の調達金利に関する前提は原則として日本銀行が公表する主要行の短期プライムレートとし、令和7年3月17日以降の最頻値（＝年率1.875%）として統一すること。

なお、上記の値以外の金利を用いる場合は併せて根拠を示すこと。

(6) 地域エネルギー事業

ア オンサイトPPAの需要家開拓

区内の戸建て住宅を中心とした建設物へのオンサイトPPAモデルによる太陽光発電設備等の導入に向けた需要家の開拓を区と協力の上実施すること。

その他、応募者独自による再エネ電源開発の提案も可能とする。

イ オンサイトPPAのための設備調達

太陽電池モジュールやパワーコンディショナー等の発電設備及びその他付帯設備等、PPA事業に係る全ての設備・資材等は事業パートナーが調達すること。

ウ オンサイトPPAサービスの提供

上記アにて開拓した需要家等に対して、上記イで調達した設備を設置することによりオンサイトPPAサービスを提供すること。

また、需要家とのPPAによる電力供給契約については、区地域エネルギー会社を契約主体とすること。

エ 省エネ改修等の相談体制の確立

区内の戸建て住宅を中心とした建物における省エネ化を促進するための、断熱改修等の相談体制を構築すること。

オ 地域経済循環の確立への貢献

PPA事業及び省エネ化促進の拡大を通じて、脱炭素化だけでなく区内経済の好循環実現を視野に入れた区との連携体制を構築すること。

(7) 事業実施体制

区の方針・施策事業等を踏まえ、日常的に区と連携・調整を図りながら、効率的に会社運営を行うことができる業務実施・管理体制を整備すること。

なお、区地域エネルギー会社の代表取締役については、パートナー事業者側で選定することが第一であり、最終的には関係者間で協議の上決定する。

(8) 事業者独自の提案

本募集要項に示す条件等を踏まえ、応募者自らの創意工夫を活かした提案を行うこと。

(9) 利益活用の方針

本事業で得た利益については、区地域エネルギー会社の安定的な基盤の構築を前提に、区内の脱炭素化（再エネ電源の導入・区内での再エネ利用の拡大）に資する取組に活用すること。そのため、事業開始から一定期間は株主への配当を行わないこと。なお、その後の取り扱いについては協議の上決定する。

(10) 区と事業パートナーの責任分担

ア 基本的考え方

区地域エネルギー会社設立における区と事業パートナーの役割・責任分担の考え方は、原則として、会社設立に関する事務手続きや法的に必要な手続きを含め、一切の業務は事業パートナーが実施するものとする。一方、PPA事業等における、出資比率に応じた資本金の供出などの業務については区が実施する。

イ 予想されるリスクと責任分担

区と事業パートナーの責任分担は、基本協定及び募集要項等を踏まえた応募者による提案書等によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

なお、総務省「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」に基づき区は出資を除く損失補償や債務保証等の財政的支出は原則行わない。

(11) 区地域エネルギー会社設立が不調となった場合の処理

区及び事業パートナーのいずれの責めにも帰すべからざる理由によって、区地域エネルギー会社設立が不調となったときには、区と事業パートナーは、その準備に関して既に支出した費用は各自の負担とする。

6 区の協力事項

(1) 需要の創出

区は、区内の住宅及び公共・民間施設へのPPA事業の普及及び省エネ化促進に向けて、対象となる建設物を保有する民間事業者および区民に対して、勉強会の実施や合意形成に係る支援、区の保有する人的ネットワークや各種情報を提供する事を通じた支援・協力を実施する。

(2) 区保有施設への導入

区は、区地域エネルギー会社が区の保有施設へのPPA事業の実施、省エネ化及び省エネルギー設備の導入を調達できるよう必要な支援・協力を実施する。

(3) 補助金等

区は、国や東京都等の太陽光発電設備等及び省エネルギー設備等に対する公的補助施策について、情報の取得及び補助金等の申請・受取に向けて必要な支援・協力を実施する。

なお、区は区地域エネルギー会社の設立に伴い、PPA事業等の推進のため4,500万円の予算を準備している。

(4) 区内の脱炭素化に資する将来的な取組

区は、将来的に地域エネルギー会社が太陽光発電等の余剰電力の買取・供給やVPP・DR（デマンドレスポンス）など地域エネルギーマネジメントの取組等の区の政策に即した取組みを実施するにあたって、合意形成に係る支援、区の保有する人的ネットワークや各種情報を提供する事を通じた支援を行う。

7 事業パートナーの公募及び選定に関する事項

(1) 公募及び選定方法

事業パートナーの選定は、競争性、公平性及び透明性を確保するため、「公募型プロポーザル方式」により実施する。

(2) 公募及び選定スケジュール

公募及び選定スケジュールは、表 7のとおりとする。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに区のホームページにて公表する。

表 7 公募及び選定スケジュール

日時	予定
令和7年7月28日（月）	募集要項等の公表
令和7年7月28日（月）から 令和7年8月29日（金）	参加資格確認申請書類の受付期間
令和7年7月28日（月）から 令和7年8月8日（金）	募集要項等に関する質問の受付期間
令和7年8月20日（水）までに随時	募集要項等に関する質問回答
令和7年9月4日（木）	参加資格確認結果の通知
令和7年9月8日（月）から 令和7年9月26日（金）	提案書の受付期間
令和7年10月中旬予定	提案内容のプレゼンテーション評価
令和7年10月下旬	優先交渉権者と次点交渉権者の決定

8 応募手続き

(1) 募集要項の公表

令和7年7月28日（月）に区ホームページで公表する。

(2) 募集要項等への質問の受付、質問及び質問回答

本募集要項等に関する質問の受付を以下のとおり実施する。また、質問の内容を考慮して、募集要項等の内容を変更する場合がある。

ア 受付期間

令和7年7月28日（月）から令和7年8月8日（金）午後5時までとする。

イ 受付方法

電子メール（開封確認付き）による送信のみ受け付ける。なお、電子メール送信後に電話にてメールの到着を確認すること。

ウ 質問書の様式

様式1-1、1-2に基づき、質問内容を記載し区の問い合わせ先に対して電子メールにて送信すること。なおメールタイトルには「地域エネルギー会社の募集要項等に関する質問（会社名）」と明記すること。

エ 問い合わせ先

kikouhendou@city.edogawa.tokyo.jp

オ 回答方法

令和7年8月20日まで（水）に随時、区ホームページに掲載し公表する形で回答する。

なお、質問者名は公表しないものとする。

(3) 参加資格確認申請書類の受付

応募者は、参加資格申請書類を以下のとおり提出すること。

ア 提出書類

様式2-1～2-6に従い、参加資格確認申請書類を作成し、提出すること。

イ 提出期間

令和7年7月28日（月）から令和7年8月29日（金）午後5時までとする。

ウ 提出場所

〒132-8501 （住所）江戸川区中央一丁目4番1号

（提出先）環境部 気候変動適応計画課 脱炭素計画係

エ 提出方法

郵送（配達証明の取れるもの）または持参によること。

また、区が追加で電子データを求める場合は、速やかに対応すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

区は、提案書等の受付期間終了日をもって、応募者から提出された参加資格確認申請書類により資格審査を行う。

その後、資格審査を行った結果を令和7年9月4日（木）までに書面により通知する。

(5) 提案書の受付

資格審査を通過した応募者は、提案書を以下のとおり提出すること。

区は、提案書の作成にあたり必要な「様式4-14～17」および「11 参考資料」に示す電子情報を参加資格確認申請書類の受付時に代表企業に配布する。（表 7 参照。）また、提案書の作成については、「12提案書への記載内容」を参照すること。

なお、応募者から提出された提案書等の内容に疑義がある場合には、必要に応じて個別ヒアリングの実施や確認資料の追加提出を求める場合がある。

ア 提出書類

様式4-1～4-17に従い、提案書等を作成し、提出すること。

イ 提出期間

令和7年9月8日（月）から令和7年9月26日（金）午後5時までとする。

ウ 提出場所

〒132-8501 （住所）江戸川区中央一丁目4番1号

（提出先）環境部 気候変動適応計画課 脱炭素計画係

エ 提出方法

郵送（配達証明の取れるもの）または持参によること。

また、区が追加で電子データを求める場合は、速やかに対応すること。

持参の場合の受付時間は、開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後

5時までとする。

(6) 応募辞退に関する提出書類

応募資格の確認を受けた者が応募を辞退する場合は、以下のとおり応募辞退届を提出すること。

ア 提出書類

様式3-1に従い、応募辞退届を作成し、提出すること。

イ 提出場所

〒132-8501 (住所) 江戸川区中央一丁目4番1号

(提出先) 環境部 気候変動適応計画課 脱炭素計画係

ウ 提出方法

郵送（配達証明の取れるもの）または持参によること。

(7) 提案内容に関わるプレゼンテーションの実施

提出された提案書及びプレゼンテーションに基づき評価を行い、最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者として選出する。審査基準は、「江戸川区地域エネルギー事業パートナー選定基準（以下、「選定基準」という。）」による。なお、プレゼンテーションの順番は提案書提出順とする。

実施する場合の実施時期、方法等は以下のとおりとする。

ア 実施日時

令和7年10月中旬予定（詳細な日時・場所は追って連絡する）

イ 内容・方法等

提案書を使用し、口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。ただし、必要に応じて事務局から資料の追加提出を求める場合がある。1応募者当たり40分程度（うち説明20分、質疑応答20分）とする。ただし、プレゼンテーションの参加者が多数の場合、説明時間の変更を行う場合がある。プレゼンテーションの出席者は1応募者当たり3名以内とする。

(8) 応募にあたっての留意事項

ア 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾の上、応募すること。

イ 応募に係る費用

応募に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

ウ 提出期間後の応募書類の差替え等

提出期間後における応募書類の差替え及び再提出は認めない。

エ 提案書の取扱い

提案書の著作権は当該作成者に帰属する。提出された提案書は、優先交渉権者の選定に係る公表等以外に応募者に無断で使用しない。公表、展示、その他区が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、応募者に確認の上、これを使用することができるものとする。なお、提出された提案資料は返却しない。

オ 区の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む。）は、区が提供する資料を、応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

カ 使用言語、単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

キ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- (ア) 応募資格のない者が行った応募
- (イ) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった提案書による応募
- (ウ) 記名押印のない提案書による応募
- (エ) 同一の応募者による2つ以上の応募
- (オ) 応募書類に記載された応募グループの代表企業以外の者が行った応募
- (カ) 応募書類等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が行った応募
- (キ) 上記に掲げるものの他、応募に関する条件に違反した応募

ク 応募の中止

天災地変等やむを得ない理由により応募の執行ができないときは、これを延期し、または中止する場合がある。募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

9 優先交渉権者の決定

(1) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

区は、提案内容の審査に関して、選定基準を踏まえて専門的見地から総合的に評価を行うために、学識経験者などにより構成される江戸川区地域エネルギー事業評価委員会を設置する。区は、江戸川区地域エネルギー事業評価委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

なお、区が設置した江戸川区地域エネルギー事業評価委員会の委員は次のとおりである。

(委員名は50音順)

表 8 江戸川区地域エネルギー事業評価委員会 名簿

No	委員名 (敬称略)	役職等	備考
1	田中 信一郎	千葉商科大学 人間社会学部 教授	
2	大野 靖二	東京商工会議所 江戸川支部 事務局長	
3	関口 孟利	江戸川区 連合町会連絡協議会 会長	
4	武内 真理子	日本公認会計士協会 江戸川会 副会長	
5	弓場 宏之	江戸川区 副区長	
-	村岡 元司	株式会社NTTデータ経営研究所 執行役員	オブザーバー
-	石田 純	江戸川区総務部 副参事 (法務担当)	オブザーバー

※ なお、公募・選定期間中に委員に選定の陳情等を行った応募者は、選定対象から除外する。

(2) 優先交渉権者等の通知・公表

優先交渉権者及び次点交渉権者決定後、速やかに、すべての応募者に対して通知する。また、審査結果等について、区ホームページに掲載し公表する。

(3) 次点交渉権者との協議

優先交渉権者と区地域エネルギー会社の設立に向けた協議が成立しなかった場

合は、区は次点交渉権者と設立に向けた協議をすることができるものとする。

(4) 優先交渉権者を選定しない場合

公募、評価及び事業者の選定において、最終的に応募者がいない場合、またはいずれの応募者の提案も、選定基準の1- (4) に示す選定要件を満たさない等の理由により優先交渉権者を選定せず、本募集を取り消す場合がある。募集を取り消す場合には、この旨を速やかに区ホームページに掲載し、公表する。

10 応募手続きに関する問い合わせ先

担 当：江戸川区 環境部 気候変動適応計画課 脱炭素計画係

住 所：〒132-8501 江戸川区中央一丁目4番1号

電 話：03-5662-6745

F A X：03-5678-6741

電子メール：kikouhendou@city.edogawa.tokyo.jp

11 参考資料

区は、募集要項等の参考資料として次の情報を応募者のうち、代表企業に対して電子的に配布を予定している。

- ・ 参考資料1_公的補助に関する情報
- ・ 参考資料2_太陽光発電・PPA適合条件に関する情報
- ・ 参考資料3_区内の政策・条例に関する情報

また、提案に当たっては次に示す情報を参照の上検討すること。

- ・ 地域脱炭素の実現に向けた江戸川区の考え方～地域エネルギー会社との連携方法について Ver1.01～
- ・ 第6次環境行動計画：事務事業編
- ・ 「みんなで『いまの生命（いのち）』と『みらいの地球』を守る計画」（江戸川区気候変動適応計画）：区域施策編

12 提案書への記載内容

応募者は、少なくとも以下の記載内容を明らかにして、提案書を作成すること。なお、審査項目・配点及び審査のポイントは別紙「選定基準」に記載されている「表6 審査項目・配点・審査のポイント」を参照すること。

表 9 提案書への記載内容

No.	審査項目	記載内容
1	実施方針	・ 事業実施にあたっての基本方針 ✓ 区の考え方と本事業の位置づけ ✓ 経営方針 ・ 資本金等の調達方針及び調達条件 ✓ 調達先 ✓ 出資割合の記載 ✓ 出資時期 ✓ 応募企業の企業情報 ・ 借入金等の調達方針及び調達条件 ✓ 借入先 ✓ 金額 ✓ 借入期間 ・ 新会社設立～事業開始までのスケジュール
2	既存住宅向けPPA事業	・ 低圧PPA単価30円/kWh未満を達成するための施策・契約体系 ✓ PPA単価構造の内訳 ✓ 価格低減に向けた施策と実現可能性 ✓ 契約期間等需要家間との各種契約体系 ・ 自家消費率向上に対する具体的な取り組み ✓ 余剰電力の活用施策 ✓ 蓄電池・エコキュート等併設型モデルの具体性、実現可能性 ・ 太陽光発電設備及び蓄電池等設備調達計画 ✓ オンサイトPPAを実現するための設備調達計画の妥当性
3	省エネ化促進事業	・ 省エネ化促進事業の実施に向けた基本方針 ✓ 対象需要家・用途、施策 ・ 具体的な取り組み ✓ 相談体制の構築 ✓ 区内企業等との連携方法・スケジュール・実施方法
4	地域経済循環の確立に向けた貢献	・ 区内事業者の出資比率 ・ 区内経済の好循環実現に資する取り組み ✓ エネルギー地産地消や地場事業者との連携等による、地域への資金循環等経済波及効果
5	区や地域との連携体制の構築	・ ゼロエミッション地区創出及び地域エネルギープラットフォーム構築に係る提案 ✓ 2030年度までに一部地域先行して、ゼロエミッション地区に創出できるよう、区と連携して事業を推進 ✓ 多様な主体が参画できる地域エネルギープラットフォームの構築に向けて、地域と連携して中核的な役割を果たすこと

No.	審査項目	記載内容
6	地域エネルギー会社の将来ビジョン	・ 2030年以降を見据えた事業方針 ✓ 面的な取り組みを含め、2030年以降の脱炭素化及び、売上原資等を活用した地域課題解決に資する施策
7	収支計画	・ 収支計画の試算 ✓ PL、BS、CF計算書に基づく収支計画の提示 ✓ 資本金額¹²の設定、事業者間での分担 ・ 需要家開拓に向けたマーケティング計画の妥当性 ✓ 対象需要・規模及び件数（2030年戸建PPA250件等） ✓ 需要家への訴求・獲得方法の具体性 ・ 想定需要家のエネルギーコスト削減効果
8	組織管理計画	・ 組織管理の基本方針 ✓ 役割分担の考え方（コンソーシアムの場合） ✓ 地域と密着する体制 ・ 事業実施体制及び事業パートナーの役割分担 ✓ 各社の役割分担（コンソーシアムの場合） ✓ ガバナンス体制（区や区内企業との連携方法） ✓ 役員構成 ・ 電力供給・省エネ化促進事業管理業務等の実施方法 ✓ 運用体制 ✓ 過去実績 ✓ 実施方法
9	リスク管理計画	・ 本事業におけるリスクの想定及びその対応策、出資者間でのリスク分担 ✓ 想定されるリスクの列挙（収支変動リスク、市場変動リスク、電力システム改革、設備調達・故障リスク、その他リスク）及び対応策 ✓ 出資者のリスク分担の考え方 ・ 緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みへの工夫 ✓ 災害時の緊急体制 ✓ 事業パートナーの倒産、会社の清算 ✓ 災害時の電力ネットワーク体制
10	事業者独自の提案	・ パートナー事業者が独自に行う取り組み

¹² 資本金額については5. (4)を参照すること。